

はじめに

2001年1月に衆参両議院各々に設置された「憲法調査会」が、5年間の調査を終えて、本年(2005年)4月にそれぞれ「最終報告書」をまとめ、公表した。しかし、いずれの「憲法調査会」の「最終報告書」も、調査会の本来の役割である「日本国憲法の広範かつ総合的な調査を行う」(国会法102条の6)という目的を逸脱し、衆議院報告書では改憲を前提とする多数意見と改憲を否とする少数意見が明記される形で、参議院報告書は改憲論・護憲論の両論併記の形式でまとめられているものの、全体として「改憲を前提とする意見書」という性格の強い報告書となっている。

専修大学社会科学研究所では、法学部で憲法を専攻する所員を中心に、衆参両議院の憲法調査会報告書が公表されたのを機会に、その問題点を包括的に検討することをテーマとして、「憲法調査会市民監視センター」が主催する「第5回けんぼう市民フォーラム」との共催で、定例研究会を開催した。概要は以下の通りである。

日 時：2005年6月25日(土) 14:00～17:00

会 場：専修大学神田校舎7号館731教室

テーマ：「衆参両院・憲法調査会報告書の検討」

報告者：高田 健氏 (監視センター事務局)：調査会ウオッチ

山内 敏弘氏 (龍谷大学法科大学院教授)：総論(最近の憲法状況)

内藤 光博所員(本学法学部教授)：平和主義について

井上 知樹氏 (工学院大学講師)：人権保障について

古川 純所員(本学法学部・法科大学院教授)：統治機構と改正規定等

司会：内田 雅敏氏(弁護士・専修大学法学部非常勤講師)

参加者は、社研所員をはじめ、憲法調査会市民監視センターのメンバーを中心に、一般市民や学生も含め、約120名の参加をえて、後半では活発な質疑応答や議論が行われた。

今月号では、各報告者に研究会で行った報告の内容を論説としてまとめていただき、掲載した。

(所員・専修大学法学部教授 内藤光博)